

## 幼児教育・保育の無償化

問 子育て支援課 TEL 32-4111(内線304)

令和元年10月から、保育所、認定こども園、幼稚園、認可外保育施設などを利用する「3歳～5歳の子ども」および「0歳～2歳の子ども(住民税非課税世帯)」の利用料が無償化されました。お子さんの年齢や世帯状況、利用する施設によって無償化の内容が異なりますので、ご確認ください。

### 保育所・認定こども園・幼稚園を利用する場合

#### 対象者・利用料

- 3歳～5歳のお子さんの利用料を無償
- ※対象期間は、幼稚園は3歳になった日から、保育所は3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)から小学校入学前までとなります。
- 0歳～2歳のお子さん(住民税非課税世帯)の利用料を無償

※一部費用(給食費、通園バス代、行事費など実費で負担しているもの)は、引き続き利用者の負担となります。

### 幼稚園や認定こども園(幼稚園部分)の預かり保育を利用する場合

#### 対象者・利用料

- 3歳児クラス(3歳になった後の最初の4月以降)～5歳のお子さんは、幼稚園の利用料に加えて月額11300円まで無償
- 3歳になってから最初の3月31日までの間のお子さん(住民税非課税世帯)は、月額16300円まで無償

※対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

#### 預かり保育とは？

幼稚園の教育時間(おおむね午前9時～午後2時)以外の時間に園でお子さんを預かってもらうことをいいます。なお、認定こども園(幼稚園部分)に通うお子さんが一時預かり事業を利用する場合も含まれます。

### 認可外保育施設などを利用する場合

#### 対象者・利用料

- 3歳児クラス～5歳のお子さんは、月額37000円まで無償
- 0歳～2歳児クラスのお子さん(住民税非課税世帯)は、月額42000円まで無償

※対象となるためには、「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

#### 対象施設など

認可外保育施設( P.35)  
一時預かり事業( P.28)  
ファミリーサポートセンター事業( P.29)など

### 企業主導型保育施設を利用する場合

企業主導型保育施設については標準的な利用料が無償化されます。

詳細は直接企業主導型保育施設にお問い合わせください。

おたる子育て応援アプリから  
こんなお知らせが届きます！

